

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	老人保護措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、老人保護措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の取扱者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人保護措置に関する事務
②事務の概要	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ・老人福祉法に基づき福祉の措置を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、老人福祉法の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第32条各号に掲げる事務に使用する。 ①福祉の措置、措置に要する費用の徴収・支弁 ②措置に関する調査の嘱託及び報告の請求 ③老人福祉法に規定する遺留金品の処分
③システムの名称	表計算ソフト及び紙ファイルで管理
2. 特定個人情報ファイル名	
老人保護措置者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1の41及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第32条 ・番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の61、62及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 福祉部 地域福祉課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 福祉部 地域福祉課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署【①部署】	周南市役所 福祉医療部 高齢者支援課	①部署 周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課	事後	
令和2年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求【請求先】	周南市役所 福祉医療部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	請求先 周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	事後	
令和2年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ【連絡先】	周南市役所 福祉医療部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	連絡先 周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	事後	
令和3年4月13日	II 1. 対象人数【いつ時点の計数か】	令和1年12月24日	令和3年3月1日	事後	
令和3年4月13日	II 2. 取扱者数【いつ時点の計数か】	令和1年12月24日	令和3年3月1日	事後	
令和3年4月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の41及び番号法別表第1の主務省令で定める	・番号法第9条第1項、別表第1の41及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第32条 ・番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の61、62及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	番号法第19条第8号、別表第2の61、62及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、第33条	事前	
令和4年4月1日	II 1. 対象人数【いつ時点の計数か】	令和3年3月1日	令和4年3月1日	事後	
令和4年4月1日	II 2. 取扱者数【いつ時点の計数か】	令和3年3月1日	令和4年3月1日	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課	周南市役所 こども・福祉部 地域福祉課	事前	
令和5年4月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	周南市役所 こども・福祉部 地域福祉課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	事前	
令和5年4月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8461)	周南市役所 こども・福祉部 地域福祉課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	事前	
令和5年4月3日	II 1. 対象人数【いつ時点の計数か】	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事前	
令和5年4月3日	II 2. 取扱者数【いつ時点の計数か】	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事前	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	周南市 こども・福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	周南市 福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	事前	
令和6年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	周南市 こども・福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	周南市 福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	事前	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	周南市 こども・福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	周南市 福祉部 地域福祉課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8200)	事前	